

取引参加料金等に関する規則

(平成26. 4. 1変更)

(平成14. 4. 1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、取引資格取得手数料、取引参加料金及び取消料の額に関し、必要な事項を定める。

(平成19. 9. 30、22. 7. 15、26. 4. 1、令和6. 1. 4変更)

第2条 削 除 (平成19. 5. 21変更)

(取引資格取得手数料の額)

第3条 取引参加者規程第5条第2項に規定する取引資格取得手数料の額は、100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

(令和6. 1. 4変更)

(取引参加料金)

第4条 取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加料金は、基本料及び利用料とする。

2 基本料の額(月額)は、10万円に、次の各号に定める額を加算した額とする。

(1) 取引参加者が名古屋市に営業所を有する場合 15万円

(2) 次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、a又はbに定める額

a 取引参加者が引受取引参加者(法第2条第6項に規定する引受人となる取引参加者をいう。)としての業務を行う場合(次のbに掲げる業務を行わない場合に限る。) 10万円

b 取引参加者が主幹事取引参加者(株券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る株券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者として当該発行者又は売出人から指名された取引参加者をいう。)としての業務を行う場合 前aに定める額に40万円を加算した額

(3) 次に掲げる取引参加者の株主資本の額の区分に従い、当該区分に定める額

株主資本の額	金額
10億円未満	1万円
10億円以上 25億円未満	2万円
25億円 " 50億円 "	3万円
50億円 " 75億円 "	4万円
75億円 " 100億円 "	5万円
100億円 " 250億円 "	6万円
250億円 " 500億円 "	7万円
500億円 " 750億円 "	8万円
750億円 " 1,000億円 "	9万円
1,000億円 " 2,000億円 "	10万円

株主資本の額が2,000億円以上の場合は10万円に、株主資本が1,000億円未満の額を増すごとに10万円を加算した額とする。

- 3 利用料の額（月額）は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。
 - (1) 取引参加者の登録外務員の数に対し、1人当たり90円として算出した額
 - (2) 取引参加者の本店その他の営業所の数に対し、本店及び支店1店当たり5,000円、その他の営業所1か所当たり2,500円として算出した額
 - (3) 取引参加者の預り資産の額に対し、1,000億円未満の場合は1,000円とし、1,000億円以上の部分につき1,000億円未満の額を増すごとに1,000円を加算して算出した額
- 4 前2項に規定する基本料及び利用料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより、年1回算出し毎年4月から適用する。
 - (1) 第2項第1号及び第2号に定める額
取引参加者規程施行規則第14条により当取引所に報告される事業報告書等に基づき、前年12月末現在における名古屋市内の営業所の有無及び業務の種別により算出する。
 - (2) 第2項第3号及び第3項各号に定める額
取引参加者規程施行規則第14条により当取引所に報告されるモニタリング調査表に基づき、前年12月末現在における株主資本の額、登録外務員及び本店その他の営業所の数並びに預り資産の額により算出する。
- 5 前項の規定にかかわらず、取引参加者が取引参加者規程第20条第1項各号に掲げる行為を行う場合には、第2項及び第3項の規定による基本料及び利用料は、当該取引参加者からの申告に基づく、当該行為が行われた月の末日現在における名古屋市内の営業所の有無、業務の種別、株主資本の額、登録外務員及び本店その他の営業所の数並びに預り資産の額により算出する。
- 6 第1項に規定する基本料及び利用料の当取引所への納入の日は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、当月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。
- 7 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の取引参加料金は、日割をもって計算する。

（平成26.4.1、令和7.4.1変更）

（取消料）

第4条の2 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）について、次の各号に定めるところにより算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。

- (1) 株券等（株券、新株予約権証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券をいう。次の号において同じ。）の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 売買代金に万分の0.12を乗じた額
- (2) 売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買以外の株券等の売買 売買代金に万分の0.06を乗じた額
- (3) 国債証券の売買 売買数量に額面100円につき3毛5糸を乗じた額
- (4) 円貨建外国債券の売買 売買数量に額面100円につき1厘9毛を乗じた額
- (5) 外貨建債券の売買 売買数量に、毎月末日（当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場

の中値により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額100円につき1厘9毛を乗じた額

(6) 転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券の売買 売買数量に額面100円につき1厘9毛を乗じた額

2 前項の取消料は、取引の取消しを行った日の属する月の翌月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。

（平成19.9.30追加、20.7.22、26.4.1、令和7.4.1変更）

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第5条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

（平成15.1.14追加）

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年11月1日から施行し、同年10月1日決済分から適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

（注）「当取引所が定める日」は、平成15年1月6日

付 則

1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

2 改正前の第5条の規定は、平成15年1月分の決済手数料の納入について、なおその効力を有する。

3 この改正規程施行の際、現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年11月4日から施行し、同日以降の取引から適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成23年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年7月19日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 取引参加料金の額は、改正後の第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に限り、当該各号に定める額とし、当該各号において計算上生じた100円未満の金額（次項により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。）は切り捨てることとする。
 - (1) 令和7年4月1日から令和8年3月末日まで
改正前の第4条第2項及び第3項の規定により算出した定額参加料金及び定率参加料金に相当する額に10分の7を乗じた額と、改正後の第4条第2項及び第3項の規定により算出した基本料及び利用料に相当する額に10分の3を乗じた額の合計額。ただし、令和7年4月20日に納入する金額の算出においては、定率参加料金に相当する額に10分の7を乗じないで合計した額とする。
 - (2) 令和8年4月1日から令和9年3月末日まで
改正前の第4条第2項及び第3項の規定により算出した定額参加料金及び定率参加料金に相当する額に10分の4を乗じた額と、改正後の第4条第2項及び第3項の規定により算出した基本料及び利用料に相当する額に10分の6を乗じた額の合計額
- 3 前項各号に掲げる期間における取引参加料金については、前項各号に定める額を当月の20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

（変更）

[平成14.4.1、14.6.17、14.11.1、15.1.6、15.1.14、15.4.1、15.11.4、15.12.1、18.5.1、19.5.21、19.9.30、20.7.22、22.7.15、23.7.19、26.4.1、令和6.1.4、7.4.1]